

港湾運営会社を指定した件

(平成二十八年三月二十五日)

(国土交通省告示第五百三十号)

改正 平成二八年三月三十一日国土交通省第五七八号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三条の十一第一項の規定により、平成二十八年三月四日付けをもって、京浜港における埠頭群を運営する者を指定したので、当該指定を受けた者について、同法第四十三条の十一第十二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

一 港湾運営会社の商号及び本店の所在地

イ 商号

横浜川崎国際港湾株式会社

ロ 本店の所在地

横浜市西区みなとみらい二丁目三番一号

二 意見書の処理の経過

意見書の提出なし

三 当該港湾運営会社の指定の理由

1 横浜川崎国際港湾株式会社の埠頭群の運営の事業の内容は、横浜港港湾計画及び川崎港港湾計画に適合するものであると認められる。

2 1のほか、横浜川崎国際港湾株式会社は、埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであると認められる。

3 横浜川崎国際港湾株式会社は、埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであると認められる。

4 横浜港埠頭株式会社が所有し、横浜川崎国際港湾株式会社が借り受けて運営する埠頭と埠頭群とを一体的に運営することは、埠頭群の運営の効率化に資するものであると認められる。

5 以上により、横浜川崎国際港湾株式会社は港湾法第四十三条の十一第一項各号に掲げる要件を備えていると認められることから、同社を京浜港における埠頭群を運営する者として指定する。